

## 警報発令における登校・避難のしかた

1 「暴風警報」発令時における生徒の登下校は下記による。なお、「暴風警報以外の警報」が発令されている場合は、原則として平常通り授業を行う。

(1) 生徒が登校する以前に暴風警報が発令された場合

(ア) 始業時間の2時間前（6時15分）までに解除されたときは平常通り授業を行う。

(イ) 始業時刻の2時間前（6時15分）より午前11時までに解除されたときは解除後2時間を経ってから授業を開始する。

(ウ) 午前11時までに解除されないときは、その日の授業は中止とする。

(2) 生徒の登校後に暴風警報が発令された場合は、学校の指示に従って行動する。

2 次のような状況で登校できない場合は、学校と連絡をとり指示を受ける。

(1) 道路、橋の損壊や土砂の崩壊・雪崩などで危険なとき。

(2) 利用する交通機関が全面的に停止したとき。

(3) 自家の被害が著しく大きいとき。

## 地震情報発令における登校・避難のしかた

1 「東海地震注意情報」または「東海地震予知情報」発令時における生徒の登下校は下記による。なお、「東海地震観測情報」が発令された場合は、原則として平常通り授業を行う。

(1) 生徒が登下校時または在宅時に情報が発令された場合

(ア) 登下校中は原則として帰宅する。

(イ) 学校近くまで来ている場合は学校へ避難する。

(ウ) 在宅時の場合は登校しない。テレビやラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動する。

(2) 生徒の登校後に情報が発令された場合は、学校の指示に従って行動する。なお、下校した場合は、テレビやラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動する。

(3) 校外活動(部活動を含む)時の場合

(ア) 基本的には集団で帰校する。

(イ) 遠方の場合で交通機関停止の場合は、最寄りの避難所に引率の先生と一緒に避難する。

その他、緊急の案内は、岐阜県立高山工業高等学校のホームページと携帯電話用ホームページに掲載する。また、高工メルマガで情報を配信します。

① 暴風警報が発令されている場合は、その対応のルールに従い行動してください。その他の場合は、学校に於いて各地域の状況や情報を全て把握することはできないため、心配な場合、各家庭より学校へ情報を提供いただき、それによって学校で指示を出すこととします。

② 暴風警報や東海地震注意報発令の場合の対応については、本校のホームページ及び生徒必携(入学時生徒に配布)に掲載されています。また、各地域ごとに状況が異なる場合などは、ホームページや高工メールマガジンにて対応方法について配信します。